

平成27年度第1回東通村総合教育会議議事録

1. 日 時 平成27年10月2日（金）15：00～15：40

2. 会 場 東通村交流センター3階「委員会室」

3. 出 席 者 東通村総合教育会議構成員

東通村長 越 善 靖 夫

東通村教育委員会 委員長	鈴木 真治
東通村教育委員会 委員長職務代行者	橋本 健一
東通村教育委員会 委員	北川 幹雄
東通村教育委員会 委員	大槻 淳
東通村教育委員会 教育長	奥島 涼子

東通村総合教育会議オブザーバー

東通村副村長 林 春 美

東通村総務課 課長	田中 政明
東通村いきいき健康推進課 課長	畠中 能文
教育委員会事務局 次長	相内 洋一
教育委員会事務局 教育指導課 課長	畠山 元康
教育委員会給食センター 所長	伊勢田 徹
教育委員会事務局教育総務課教育総務G L 総括主幹	畠中 稔朗

東通村総合教育会議事務局

経営企画課 課長	菊池 敏世
経営企画課 地域戦略G L 総括主幹	田村 一馬
経営企画課 地域戦略G 総括主査	田中 悟
経営企画課 地域戦略G 主事	四ツ谷 隆徳

4. 傍聴者 なし

5 会議詳細

(1) 開 会 司会：経営企画課 地域戦略G 総括主査 田中悟

(2) 村長挨拶 東通村長 越善靖夫

本日、総合教育会議の開催をお願い致しましたところ、教育委員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠に有り難うございます。

また、平素から、村教育行政の各般に亘り、格別のご理解並びにご協力を賜り、改めてお礼申し上げます。さて、総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、本年4月1日より施行されたことにより開催するものです。教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市町村との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与が見直しされました。

村は、平成17年に、総合教育プラン「教育環境デザインひがしどおり」を策定し、教育委員会で総合教育プランを実施して参りました。

この中で、村政の最重点施策に「教育環境の整備・充実」を掲げ、総合教育プランに基づき、保幼・小・中の統合、幼小中一貫教育、村費負担教員の配置、「英語科」、「東通科」の設置、学習塾の運営等を実践したところであり、子ども達が学力を向上させ、そして将来の目標に向かって大きく羽ばたけるよう努めて参りました。

この総合教育会議では、教育基本法第17条の基本的な方針を参照し、教育の振興に関する諸施策の大綱を策定するものであり、是非とも、皆様には、独自の先進的な教育環境を目指して、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶と致します。

どうぞ宜しくお願ひ致します。

(3) 議 事 議 長：東通村長 越善靖夫

①東通村総合教育会議の設置について

②東通村教育大綱の策定について

説明者：東通村経営企画課 課長 菊池敢世

内 容：関連があるので議事①及び議事②は一括説明。

資料1-1～資料4に基づき説明。

質問者：東通村教育委員会 委員 北川幹雄

事務要綱で、傍聴人の規定があり、公開することになっているが、今回の総合教育会議においても、ホームページやIP告知を通じて、一般に公開する必要があるのではないか。

また、今後の公開方法はどのように考えているのか。

回答者：東通村経営企画課 課長 菊池敢世

会議開催の2週間前の9月19日に告示をして、住民に広く公表している。

また、村ホームページには一昨日と遅れてしまったが掲載している。

尚、総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき開催されるものであるが、総合教育会議と同様に、教育委員会議も地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、会議を公表する事が義務付けられているものの、開催告知並びに議事録もホームページに全く公開されていない状況にある。

事務局内では、教育委員会議が開催告知及び議事録も全く公開されていない状況で、総合教育会議をどのように公開すべきか議論になったが、最終的には、告示以外に、広く住民の皆様に周知するためにホームページでも公開する事にした。

質問者：東通村教育委員会 委員 北川幹雄

村広報誌にも掲載してはいかがか。

回答者：東通村経営企画課 課長 菊池敢世

他市町村等でも告示とホームページでの周知が一般的であるが、検討したい。

議 長：東通村長 越善靖夫

村ホームページが遅れてしまったのはなぜか。

回答者：東通村経営企画課 課長 菊池敢世

ホームページの公開設定のチェックボックスを間違って打ち込んでいたので、次回から告示日に公表したい。

③今後のスケジュールについて

説明者：東通村経営企画課 課長 菊池敢世

内 容：資料5に基づき説明。

質問者：東通村教育委員会 委員長 鈴木眞治

教育大綱の素案の事前配布は考えているか。

回答者：東通村経営企画課 課長 菊池敢世

事前配布する。

④その他

質問者：東通村教育委員会 委員長 鈴木眞治

教育大綱の期間を5年間とするとしているが、その後に新たな教育大綱を策定するために見直しをするのか。

回答者：東通村経営企画課 課長 菊池敢世

教育大綱は5年間を対象期間として策定し、5年経過後は、新たな教育大綱を策定するため、見直しをすることになる。

質問者：東通村教育委員会 委員長 鈴木眞治

教育大綱を策定するか、教育振興基本計画を新たに策定して教育大綱に代えるかのいずれかとしているが、事務局ではどちらで考えているのか。

回答者：東通村経営企画課 課長 菊池敢世

あくまでも、総合教育会議で承認する事が前提となるが、教育振興基本計画を策定し、教育振興基本計画の内容を総合教育会議で議論して頂き、最終的に教育大綱に代える方向で考えている。

質問者：東通村教育委員会 委員長 鈴木眞治

教育振興基本計画は経営企画課で策定するのか。

回答者：東通村経営企画課 課長 菊池敢世

教育振興基本計画は教育委員会が策定するものです。

教育委員会事務局との事前協議の中では、教育委員会事務局が教育振興基本計画を作成することとしている。

質問者：東通村教育委員会 委員 大槻淳

総合教育会議の事務局は教育委員会事務局ではなく、経営企画課なのか。

回答者：東通村経営企画課 課長 菊池敢世

市町村によって総合教育会議を所管するセクションは、様々であり教育委員会事務局で所管する自治体もあれば、首長部局の総務課や経営企画課で所管する自治体がある。

東通村では、総合教育会議は村長が招集し、教育大綱も村長が策定するものであることから、総務課、教育委員会事務局とも協議し、首長部局の経営企画課で事務局を所管することにした。

質問者：東通村教育委員会 委員 大槻淳

11月に第2回目の総合教育会議を開催し、素案を議論するとのスケジュールであるが、11月までに素案が作成されるのか。

回答者：東通村経営企画課 課長 菊池敢世

教育委員会事務局との協議では、教育振興基本計画の素案を11月までには作成することであり、そのように認識している。

また、教育振興基本計画は教育委員会議で議論する必要があるので教育振興基本計画の進捗や教育委員会議の審議状況を勘案して、教育委員会事務局と調整して日程を決めたい。

議 長：東通村長 越善靖夫

教育委員会の役割は従来と変わらない。

何も、村長が、教育について具体的に独断で推し進めるという事ではない。

既に、村には教育デザインがあり、それに基づいて施策が進められている訳であり、教育大綱策定において、子ども達の将来がかかっている重要な方針であることから、お互いに連携して、知恵を出し合っていこうという事であり、大綱策定に努めていかなければならない。

(4) その 他

特になし

5. 閉 会

<議事録の署名>

平成27年10月7日

議事録署名者 北川敏樹
議事録署名者 大槻淳